

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成19年11月28日付け大健福第3743号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 4 月 23 日付け大健福第 272 号により行った不存続による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論としては妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 19 年 4 月 9 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「駐車場に関する処分、活用一覧表の個別部署に係る契約書、許可書、承認書（別表の番号別紙の通り）（平成 17 年度から 18 年度までの分）」の公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、前記の公開請求のうち、「駐車場に関する処分、活用一覧表の個別部署に係る契約書・許可書・承認書（別表のうち番号 385「東中島身体障害者療護施設」について）（平成 17 年度から 18 年度までの分）」（以下「本件請求」という。）については、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「契約書等の書面を交わさず許可を行っていたため、請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、存在しておりません。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 6 月 6 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき

異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求の対象となった東中島身体障害者療護施設用地（以下「本件用地」という。）の利用状況については、隣接する共同浴場を利用する身体障害者のための駐車場として、本件用地の入口付近約 100 m²の使用を認めており、残余の用地については、ロープ等で囲うなどの措置を講じ第三者の無断使用の制限を行っていた。なお、使用については、平成 13 年ごろの周辺道路状況の改善を目的とした地域人権協会の申入れにより、一時的に認めたもので、平成 18 年度以降については、当該目的での使用を認めない方向で協議を進めていた。
- 2 本件請求の対象となった駐車場等の一時的な使用に関して、本来であれば公文書により使用を認めるべきであったが、本件請求については契約書等の書面を交わさず使用を認めており、請求日時点において、本件文書を職務上作成又は取得しておらず、条例第 2 条第 2 項に規定する「公文書」は不存在であることを理由に、非公開としたものである。
- 3 異議申立人が主張する「口約束で駐車場としての使用許可を与えていた」に関しては、前述のとおり、一時的な使用については、契約書等の書面を作成していない。

また、異議申立ての理由のうち「浴場に来る身体障害者のために駐車場を使用しているとのことであったが、身体障害者に対しては大阪府警発行の駐車許可証があれば対応できるはずであり、契約書も交わさず無償で土地を使用させていることの言い逃れはできない。」に関しては、駐車禁止除外指定車の標章を掲出しても、駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条）、法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び第 2 項）、停車又は駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条第 1 項～第 3 項）、車庫代わり駐車及び長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項及び第 2 項）の場合には除外されないため、浴場を利用する身体障害者のための駐車場として用地の使用を一時的に認めたものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

市は財政が窮状にあるにも関わらず、公文書を作成せず、契約書や許可書を交わすことなく口約束で駐車場としての使用許可を与えているなど、ずさんな管理を行っている。

健康福祉局の説明によれば、浴場に来る身体障害者のために駐車場を使用しているとのことであったが、土地は 230 坪もあり、また身体障害者に対しては大阪府警発行の駐車許可証があれば対応できるはずであるから、契約書も交わさず無償で土地を使用させていることの言い逃れはできない。

地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）の期限切れに伴い見直しが必要になったのに、それが行われていない。

上記土地の取得金額に見合った委託契約を締結すべきだ。これらの土地は市民の税金でまかなわれているのを忘れてはならない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件文書を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 本件用地の使用について

当審査会において実施機関に確認したところ、本件用地の使用に関する経緯について、以下のとおり説明があった。

ア 平成13年頃、周辺道路状況の改善を目的とした地域人権協会の申入れに基づき、本件用地に隣接する共同浴場を利用する身体障害者のための駐車場として、一時的に本件用地の入口付近約100㎡の使用を口頭にて認めた。その際、使用料は無償としたが、正確な契約期間及び契約条件については、実施機関が当時の担当者から聴取するも、明確な回答は得られなかった。

一般的には、特別措置法の施行期間中は、本市が底地を借り受けた上で地域人権協会に無償で貸付を行ってきた状況があったが、同法が平成14年3月31日に期限を迎えることに伴い、期限後直ちに地域人権協会から使用料を徴収することは難しいと考え、当時の認識として、問題が整理されるまでの間、一時的に上記のとおり本件用地の使用を認めたものと考えられる。

なお、本件用地の使用状況について、実施機関が平成18年10月に撮影した現地写真等を当審査会が見分した結果、本件用地769㎡のうち約108㎡については、駐車スペースとして使用されていた形跡が認められる一方、残余の用地についてはロープ等により立入りを制限す

るなどしており、使用されていないと推認し得る状況にあったことを確認した。

イ 実施機関では特別措置法の期限後、これまでの特別措置としての同和対策事業を廃止し、一般施策へ事業転換を図っていく中で見直しを進めていたが、本件用地については営利事業である浴場に対する使用貸借契約の締結が困難であると判断して、平成 18 年 6 月 16 日、地域人権協会会長に対し、駐車場としての供用を廃止することから明渡しを求めた。その結果、同年 9 月 30 日に駐車場としての利用を廃止し、同年 10 月 23 日に敷地を施錠した。以後は実施機関が空地として管理している。

(2) 本件文書の存否について

ア 異議申立人は、契約書や許可書を交わすことなく口約束で駐車場としての使用許可を与えるなど、ずさんな管理を行っていると指摘した上で、土地の取得金額に見合った委託契約を締結すべきだと主張している。

これに対して、実施機関は、契約書等の書面を交わさず本件用地の使用を認めていたため、請求に係る公文書を作成又は取得していないと主張しているので、以下、本件文書の存否について検討する。

イ 当審査会が実施機関に確認したところ、本来であれば、本件用地の使用にあたり、基本的には使用貸借契約を締結し、文書を作成すべきであったが、契約書等の書面を交わさず口頭にて使用を認めていたため、請求日時点において対象文書を職務上作成又は取得していないとのことであった。また、当審査会から実施機関に対して、地域人権協会との協議録、実施機関内部の協議録や担当者の事務引継書類等の探索を求めたが、結果的に本件文書の発見には至らなかった。

ウ 以上を踏まえれば、本来、本件用地を地域人権協会に使用させる際、実施機関は、使用貸借契約等の適切な契約を締結した上で、契約書等の関係書類を作成及び保管しておくべきであり、こうした手続きを経ずに本件用地を使用させていた当時の実施機関の事務のあり方には、問題があると考えられる。しかし、その結果として本件文書が存在しなかったことは事実であると認められるので、不存在を理由に非公開とした実施機関の本件決定は、結論として是認せざるを得ない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 中原茂樹